

【障害児入所施設の自己点検表】
 (福祉型障害児入所施設／医療型障害児入所施設)

事業所名：

受検年月日： 年 月 日

担当者氏名：

○鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (平成 24 年鳥取県条例第 81 号)	点検結果	○鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 施行規則 (平成 25 年鳥取県規則第 28 号)	点検結果
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号（法第 21 条の 5 の 16 第 4 項及び第 24 条の 9 第 3 項（法第 24 条の 10 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 21 条の 5 の 17 第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第 3 条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を</p>	適・否	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成 24 年鳥取県条例第 81 号。以下「条例」という。）第 6 条及び第 7 条第 2 項並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義等)</p> <p>第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）並びに条例で使用する用語の例による。</p> <p>2 条例別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号（1）イの規則で定める者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 63 号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに関する業務に従事したものとする。</p>	

<p>行わなければならない。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 条例に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 条例に定めるもののほか、障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>4 条例に定めるもののほか、介護保険法第41条第1項本文の指定（通所介護に係るものに限る。）又は同法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>5 条例に定めるもののほか、介護保険法第42条の2第1項本文の指定（小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係るものに限る。）又は同法第54条の2第1項本文の指定（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>6 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第6のとおりとする。</p> <p>7 生活介護を行う事業所であって指定障害福祉サービス事業者の指定を受けているものが別表第7に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>8 通所介護又は地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を行う事業所であって介護保険法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第8に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。</p>	
<p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人)とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p>	<p>適・否</p>		
<p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行わなければならない。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行わなければならない。</p> <p>(3) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		

<p>及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行わなければならない。</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</p> <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定（通所介護に係るものに限る。）、同法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係るものに限る。）、同法第54条の2第1項本文の指定（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護に係るものに限る。）を受けている者により</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>9 小規模多機能型居宅介護（複合型サービスに該当するものを含む。）を行う事業所であって介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が別表第9に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>（指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準）</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第10のとおりとする。</p> <p>2 障害児入所支援及び療養介護を一体的に行う施設については、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）別表第2及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）別表第2に掲げる基準を満たしているときは、医療型障害児入所施設に係る前項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 （平成24年4月1日前から継続している事業等の特例）</p> <p>2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項に規定する者に対する第3条及び別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同条中「別表第1」とあるのは「別表第1（1の表従業者の配置の項第1号（2）及び（3）並びに3の表従業者の配置の項第2号及び第3号の規定を除く。）」と、別表第1の1の表サービスの提供の項第16号、2の表サービスの提供の項第15号、3の表サービスの提供の項第14号及び4の表サービスの提供の項第16号中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。</p> <p>3 整備法附則第22条第2項に規定する施設の設置者に対する</p>	
---	-----------------------	---	--

<p>提供されること。</p> <p>(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。</p> <p>ア 児童発達支援 別表第1の1の表(従業者の配置の項第1号(1)イからエまで及び(2)から(4)まで並びに第2号から第4号まで、設備の項第1号(1)及び(2)、第2号並びに第3号並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p>イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表(従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準及び共生型指定基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所(次に掲げる事業を行う事業所を含む。)に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 生活介護</p> <p>(2) 通所介護、地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを含む。)</p> <p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第7条 指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>	<p>別表第1の1の表従業者の配置の項第2号の規定の適用については、同号(4)及び(6)中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。</p> <p>附 則(平成25年規則第71号)</p> <p>この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例(平成25年鳥取県条例第57号)の施行の日(平成25年10月11日)から施行する。</p> <p>附 則(平成27年規則第15号)</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年規則第24号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年規則第11号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第1の3の表に規定する基準を満たしている指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に旧規則別表第3の2の表に規定する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新規則の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成30年規則第30号) (施行期日)</p>	
--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 24 年 4 月 1 日前から継続している事業等の特例)
- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）附則第 22 条第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する第 6 条第 1 項及び別表第 1 の規定の適用については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、同項中「別表第 1」とあるのは「別表第 1（1 の表従業者の配置の項第 1 号（1）のウ及びエ並びに（4）並びに 3 の表従業者の配置の項第 1 号（3）及び（4）並びに第 4 号を除く。）」と、別表第 1 の 1 の表障害児支援計画の項中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。
- 3 整備法附則第 22 条第 2 項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 2 号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。
- 4 整備法附則第 27 条前段の規定により指定障害児入所施設とみなされた施設（この条例の施行の日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）に対する第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「別表第 2」とあるのは、「別表第 2（1 の表設備の項第 3 号を除く。）」とする。

附 則（平成 25 年条例第 34 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 9 条の 2 第 2 号の改正規定（「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。）、第 3 条の規定、第 5 条中鳥取県特別医療費助成条例第 3 条第 2 項第 1 号の改正規定（「第 5 条第 23 項」を「第 5 条第 22 項」に改める部分に限る。）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号（1）及び（2）の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則別表第 3 の 1 の表に規定する基準を満たしている基準該当指定児童発達支援事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年規則第 23 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 18 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 18 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下この項から附則第 18 項までにおいて「新規則」という。)別表第 1 の 1 の表サービスの提供の項第 28 号及び第 29 号並びに別表第 10 の 1 の表サービスの提供の項第 33 号及び第 34 号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。
- 7 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、別表第 1 の 1 の表サービスの提供の項第 31 号及び別表第 10 の 1 の表サービスの提供の項第 36 号の規定の適用については、これらの規定中「講

<p>及び第 8 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 25 年条例第 57 号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成 27 年条例第 14 号） この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 28 年条例第 37 号） この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 29 年条例第 18 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の別表第 1 の 3 の表従業者の配置の項右欄の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 30 年条例第 24 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号（1）及び（3）の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 31 年条例第 17 号） この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 3 年条例第 17 号）抄 （施行期日）</p>	<p>ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。</p> <p>8 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(以下「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新規則別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号(1)の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>9 旧指定児童発達支援事業者に対する別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号(5)の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間、同号中「(1)に掲げる従業者の」とあるのは「(1)に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。)の」と、「機能訓練担当職員等の総数」とあるのは「機能訓練担当職員等並びに障害福祉サービス経験者の総数(看護職員の人数を除く。)」とする。</p> <p>10 旧指定児童発達支援事業者については、新規則別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 2 号(10)ただし書の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>11 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新規則別表第 6 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号(1)の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>12 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第 6 の 1 の表従業者の配置の項第 2 号の規定は、令和 5 年 3 月 31 日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>13 この規則の施行の際に現に指定を受けている指定放課後等</p>
---	--

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第10号、2の表サービスの提供の項第9号、3の表サービスの提供の項第9号、4の表サービスの提供の項第8号及び5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第9号及び2の表サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、新条例別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)イ及び(3)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、新条例別表第1の3の表従業者の配置の項第1号(2)及び第4号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第2 (第7条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 管理者 (2) 看護職員

適・否

デイサービス事業者(以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新規別表第1の3の表従業者の配置の項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 14 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規別表第1の3の表従業者の配置の項第4号の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号中「第1号に掲げる従業者の」とあるのは「第1号に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験者の」と、「機能訓練担当職員等の総数」とあるのは「機能訓練担当職員等並びに障害福祉サービス経験者の総数(看護職員の人数を除く。)」とする。
- 15 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新規別表第6の2の表従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 16 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧規則別表第6の2の表従業者の配置の項第2号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 17 この規則の施行の際現に指定を受けている主として知的障がいのある児童が入所する施設については、新規別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(1)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 18 この規則の施行の際現に指定を受けている主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設については、新規別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(2)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第10 (第4条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 看護職員は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。

適・否

	<p>(3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 児童発達支援管理責任者 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 医師（主として自閉症児が入所する場合に限る。） (9) 心理指導担当職員（入所者5人以上に心理指導を行う場合に限る。） (10) 職業指導員（職業指導を行う場合に限る。）</p> <p>2 従業者は、入所者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>5 嘱託医師を定めておくこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>(1) 主として自閉症児が入所する施設 おおむね入所者の数を20で除して得た人数以上</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 1人以上</p> <p>2 児童指導員及び保育士は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数で、それぞれ1人以上とすること。</p> <p>(1) 主として知的障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者の数を4で除して得た人数以上（入所者が30人以下の施設にあっては、その数に1を加えた人数以上）</p> <p>(2) 主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者のうち乳児又は幼児の数を4で除して得た人数以上（入所者が35人以下の施設にあっては、その数に1を加えた人数以上）</p> <p>(3) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 おおむね入所者の数を3.5で除して得た人数以上</p> <p>3 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>4 栄養士は、1人以上とすること。</p> <p>5 調理員は、1人以上とすること。</p> <p>6 施設に定めておく嘱託医師の人数は、1人以上とすること。</p> <p>7 第4号及び第5号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下の場合は栄養士を、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができること。</p> <p>8 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつ</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>設備</p>	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 居室 (2) 調理室 (3) 浴室 (4) 便所 (5) 医務室 (6) 静養室</p> <p>2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>			<p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>(1) 主として知的障がいのある児童が入所する施設 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）</p> <p>(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設</p> <p>ア 遊戯室</p> <p>イ 訓練室</p> <p>ウ 職業指導に必要な設備</p> <p>エ 音楽に関する設備</p> <p>オ 手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設</p> <p>ア 遊戯室</p> <p>イ 訓練室</p> <p>ウ 職業指導に必要な設備</p> <p>エ 映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <p>ア 訓練室</p> <p>イ 屋外訓練場</p> <p>ウ 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 乳幼児のみの居室</p> <p>1室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) (1)以外の居室</p> <p>1室の定員は4人以下とし、1人当たりの床面積は4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</p>	適・否		<p>て、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>9 入所者の支援に支障がない場合は、管理者を当該施設の他の職務に従事させ、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>10 入所者の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</p>	適・否
		適・否	設備	入所者が30人未満の施設であって主として知的障がいのある児童が入所するものにあつては医務室を、入所者が30人未満の施設であつて主として視覚障がい又は聴覚障がいのある児童が入所するものにあつては医務室及び静養室を設けないことができること。	適・否
		適・否	入所の開始及び退所	<p>1 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所申込者に係る入所者の障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 法第24条の19第2項の規定によりサービスの利用について県が行うあつせん、調整及び要請に対し、協力すること。</p> <p>3 入所の申込みを受けた場合は、保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめること。</p> <p>4 入所又は退所に際しては、当該施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「入所受給者証記載事項」という。）を、その保護者の入所受給者証に記載するとともに、遅滞なく入所受給者証記載事項を県に報告すること。</p>	適・否
		適・否	障害児支援計画	【別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】	適・否

	<p>4 主として視覚障がい児又は肢体不自由のある児童が入所する施設は、その階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、居室を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。 (1) 定期的に保護者及び利用者には面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
入所の開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 入所の申込みを受けたときは、入所申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) サービスの内容並びに入所者の保護者から受領する費用の種類及びその額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 主として入所させる児童の障がいの種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 従業者の勤務体制 (11) その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	サービスの提供	<p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>2 入所給付決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに入所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>3 入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、入所給付決定の有効期間の終了に伴う入所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。</p> <p>4 サービスの提供に当たっては、入所者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>5 保護者の居住地の変更が見込まれる場合は、速やかに当該保護者の居住地の県に連絡すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
障害児支援計画	【別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】				

	<p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>6 入所者の数の変動が見込まれる場合は、速やかに県に報告すること。</p> <p>7 障害児入所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第24条の3第8項の規定により県から支払を受ける障害児入所給付費の額を控除した額とすること。</p> <p>8 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。 (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費 (2) 日用品費 (3) (1)及び(2)のほか、入所者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>9 前2号に定めるもののほか、その用途が直接入所者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。</p> <p>10 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>11 障害児入所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、入所者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		

	<p>拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 入所の開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 入所者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>10 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を入所者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>護者に交付すること。</p> <p>12 入所者が同一の月に複数の施設等から障害児入所支援を受ける場合において、当該入所者の保護者から各施設に支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して県及び他の施設に通知すること。</p> <p>13 法第24条の3第8項の規定により県から障害児入所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>14 障害児支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>15 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 次号に規定する相談及び援助 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言</p> <p>16 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>17 入所者について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること。また、居宅において日常生活を営むことができることと認められる入所者に対し、その者及び保護者の希望等を勘案し、必要な援助を行うこと。</p> <p>18 入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規</p>	<p>適・否</p>			<p>適・否</p>

<p>事故等への対応</p>	<p>則で定めるところにより保存すること。</p> <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該入所者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び当該入所者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第24条の15第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>術をもって指導、訓練等を行うこと。また、入所者の適性に応じ、入所者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。</p> <p>19 入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行うこと。</p> <p>20 入所者に対し、保護者の負担により、従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせないこと。</p> <p>21 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従い、適切な時間に提供すること。また、その材料には県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。</p> <p>22 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこと。</p> <p>23 入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、適切な支援を行うこと。</p> <p>24 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。</p> <p>25 常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
-----------------------	--	--	--	---

			<p>の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1301 236 1955 400"> <tr> <td data-bbox="1301 236 1630 320">児童相談所等における入所前の健康診断</td> <td data-bbox="1630 236 1955 320">入所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 320 1630 400">入所者が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="1630 320 1955 400">必要の都度の健康診断</td> </tr> </table> <p>26 入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該入所者及び保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにすること。</p> <p>27 入所者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給を受けたときは、当該金銭を次に掲げるところにより管理すること。</p> <p>(1) 児童手当法第2条の規定に従って用いること。</p> <p>(2) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備し、入所者ごとにその額を明らかにすること。</p> <p>(3) 入所者が退所した場合には、速やかに、当該入所者に取得させること。</p> <p>28 管理者に、施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせるとともに、従業者に必要な指揮命令を行わせること。</p> <p>29 入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと。</p> <p>30 入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、施設の従業者によってサービスを提供す</p>	児童相談所等における入所前の健康診断	入所開始時の健康診断	入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
児童相談所等における入所前の健康診断	入所開始時の健康診断							
入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断							

		ること。	
		31 災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないこと。	適・否
		32 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を、毎月1回以上行うこと。	
		33 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。	
		(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	適・否
		(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	
		(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
		34 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。	
		(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	適・否
		(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
		(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	適・否
		35 入所者の使用する設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。	
		36 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はま	

		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p> <p>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの(入所の開始及び退所の項第3号及び第4号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができること。</p> <p>3 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障がい特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p>事故等への対応</p>	<p>【別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	

2 医療型障害児入所施設		適・否	2 医療型障害児入所施設		適・否
区分	基準		区分	基準	
従業者の配置	<p>1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児が入所する場合に限る。）</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児が入所する場合に限る。）</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(7) 職業指導員（主として肢体不自由のある児童が入所する施設において職業指導を行う場合に限る。）</p> <p>2 従業者は、入所者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>	適・否	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び栄養士 病院として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員及び保育士 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数以上で、それぞれ1人以上</p> <p>ア 主として自閉症児が入所する施設 おおむね入所者の数を6.7で除して得た人数</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 おおむね入所者のうち乳児又は幼児の数を10で除して得た数及び少年の数を20で除して得た数を合計した人数</p> <p>(3) 心理指導を担当する職員 1人以上</p> <p>(4) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 入所者の支援に支障がない場合は、管理者を当該施設の他の職務に従事させ、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>3 入所者の支援に支障がない場合は、入所者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</p>	適・否
設備	<p>1 病院として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 訓練室</p> <p>(2) 浴室</p> <p>2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほ</p>	適・否	入所の開始及び退所	<p>【1の表入所の開始及び退所の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所申込者に係る入所者の障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 法第24条の19第2項の規定によりサービスの利用について県が行うあっせん、調整及び要請に</p>	適・否

	<p>か、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。</p> <p>(1) 主として自閉症児が入所する施設 静養室</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <p>ア 屋外訓練場</p> <p>イ ギブス室</p> <p>ウ 特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備</p> <p>エ 義肢装具を製作する設備</p> <p>オ 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設は、その階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>	<p>適・否</p>		<p>対し、協力すること。</p> <p>3 入所の申込みを受けた場合は、保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認すること。</p> <p>4 入所又は退所に際しては、当該施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「入所受給者証記載事項」という。）を、その保護者の入所受給者証に記載するとともに、遅滞なく入所受給者証記載事項を県に報告すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>入所の開始</p>	<p>【1の表入所の開始の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 入所の申込みを受けたときは、入所申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>障 害 児 支 援 計 画</p> <p>サ ー ビ ス の 提 供</p>	<p>【別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p> <p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第38号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>【1の表サービスの提供の項の該当部分】</p> <p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>同意を得ること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) サービスの内容並びに入所者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 主として入所させる児童の障がいの種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) 従業者の勤務体制</p> <p>(11) その他施設の運営に関する重要事項</p>			適・否
<p>障害児支援計画</p>	<p>【別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>2 入所給付決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに入所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>3 入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、入所給付決定の有効期間の終了に伴う入所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。</p> <p>4 サービスの提供に当たっては、入所者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>5 保護者の居住地の変更が見込まれる場合は、速やかに当該保護者の居住地の県に連絡すること。</p> <p>6 入所者の数の変動が見込まれる場合は、速やかに県に報告すること。</p> <p>8 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、入所者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>9 前2号に定めるもののほか、その用途が直接入所者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。</p> <p>10 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたとき</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

	児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。	適・否		は、その者に対し領収証を交付すること。	適・否
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、入所者の保護者の確認をとること。	適・否		12 入所者が同一の月に複数の施設等から障害児入所支援を受ける場合において、当該入所者の保護者から各施設に支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して県及び他の施設に通知すること。	適・否
	2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。	適・否		14 障害児支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。	適・否
	3 入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	適・否		15 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 次号に規定する相談及び援助 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言	適・否
	4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。	適・否		16 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。	適・否
	5 1の表入所の開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。	適・否		17 入所者について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること。また、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び保護者の希望等を勘案し、必要な援助を行うこと。	適・否
	6 入所者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。	適・否		18 入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、入所者の適性に応じ、入所者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。	適・否
	7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。	適・否		19 入所者が日常生活における適切な習慣を確立	適・否
	8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に				

	<p>従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を入所者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行うこと。</p> <p>20 入所者に対し、保護者の負担により、従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせないこと。</p> <p>21 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従い、適切な時間に提供すること。また、その材料には県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。</p> <p>22 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこと。</p> <p>23 入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、適切な支援を行うこと。</p> <p>24 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。</p> <p>25 常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1294 1278 1955 1441"> <tr> <td data-bbox="1294 1278 1630 1361">児童相談所等における入所前の健康診断</td> <td data-bbox="1630 1278 1955 1361">入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1361 1630 1441">入所者が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="1630 1361 1955 1441">必要の都度の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における入所前の健康診断	入所時の健康診断	入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
児童相談所等における入所前の健康診断	入所時の健康診断								
入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断								
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>				<p>適・否</p> <p>適・否</p>				
<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該入所者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び当該入所者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受</p>				<p>適・否</p> <p>適・否</p>				

		<p>を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>34 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>35 入所者の使用する設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。</p> <p>36 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	--	---	----------------------------------

		<p>47 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</p> <p>48 入所者の保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を県に通知すること。</p> <p>49 サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。</p> <p>50 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>51 施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>2 障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第 24 条の 2 第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とし、利用者の保護者から支払を受ける額は、法第 24 条の 3 第 8 項の規定により県から支払を受ける障害児入所給付費の額又は法第 24 条の 20 第 3 項の規定により県から支払を受ける障害児入所医療費の額をそれぞれ控除した額とすること。</p> <p>3 障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	--	--	--

			<p>他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に交付すること。</p> <p>4 法第 24 条の 3 第 8 項の規定により県から障害児入所給付費の支給を受けたとき、又は法第 24 条の 20 第 3 項の規定により、県から障害児入所医療費の支給を受けたときは、入所者の保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>5 主として自閉症児が入所するものを除き、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【別表第10の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 条例別表第 1 の 1 の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30 年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10 年間</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5 年間</p> <p>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの(入所の開始及び退所の項第 3 号及び第 4 号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができること。</p> <p>3 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障がいの</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 110 1272 199"></td> <td data-bbox="1272 110 1980 199"> <p>特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 199 1272 518"> <p>事故等への対応</p> </td> <td data-bbox="1272 199 1980 518"> <p>【別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p> </td> </tr> </table>		<p>特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができること。</p>	<p>事故等への対応</p>	<p>【別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
	<p>特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができること。</p>						
<p>事故等への対応</p>	<p>【別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>						